

「協働によるまちづくり」の方向性(第8条～第12条)

◆啓発及び研修(第8条)

市民・市民団体、事業者及び市の三者は、講座、フォーラム、シンポジウム、研修などを通じて協働によるまちづくりの方法を学び、実践につなげていくことにより、お互いに協力しながらまちづくりの担い手を育成していきます。

◆情報共有(第9条)

三者は、協働によるまちづくりに必要な情報についてお互いが発信・収集し、共有できるように努めます。

◆協働によるまちづくりの推進のための資金(第10条)

三者は、協働によるまちづくりを進めるための資金を、お互いに集めたり配分しあうように努めます。

◆活動場所(第11条)

三者は、市民公益活動を進めるために、お互いが持つ活動場所を活用しあうように努めます。

◆協働事業の推進(第12条)

三者は、それぞれの人材・情報・資金・場所・知恵・技などを活かした協働事業を進めるように努めます。

「協働によるまちづくり」の仕組み(第13条～第15条)

◆大津市協働推進計画(第13条)

本市の協働によるまちづくりの「基本計画」として、今後必要な取り組みを明記するものです。

◆大津市協働を進める三者委員会(第14条)

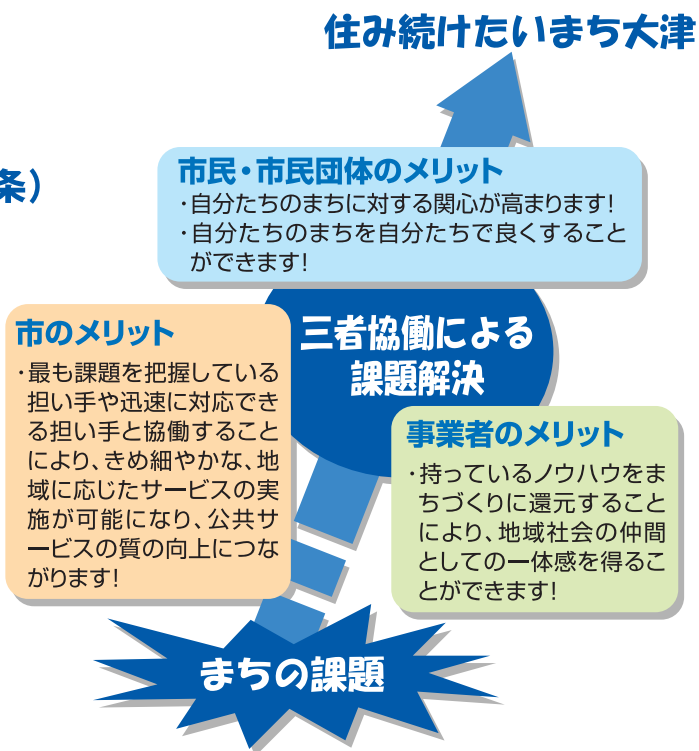
この条例に定めた「協働によるまちづくり」を確実に進め、時代の流れに合ったものにするため、三者で構成する委員会です。

協働推進計画の策定や協働によるまちづくり全般について市長に意見を述べます。

◆条例の検討(第15条)

社会情勢の変化などにより、協働によるまちづくりの推進を図るうえでの望ましいかたちは変化していきます。

市長は、今後も時代に合った条例にしていくために5年を目途として定期的に条例を見直していきます。



大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例

～みんなが活躍する「協働のまち 大津」～

(概要版)



大津市では、「協働によるまちづくり」に必要となる「理念」と「仕組み」を明らかにした「大津市版協働のルール」を策定するため、市民・市民団体、事業者及び市の三者で構成した「大津市協働のルール策定委員会」を設置しました。委員会では、19回にわたり議論を重ねパブリックコメントを行い、「大津市『結の湖都』協働のまちづくり推進条例(案)制定に関する提言」をまとめ、市長に提出しました。

市は、この提言をもとに「大津市『結の湖都』協働のまちづくり推進条例(案)」を作成し、三者協働によってつくられたこの条例を、平成23年4月1日に施行しました。

大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例(概要版)

大津市 市民部 自治協働課
大津市御陵町3番1号 TEL:077-523-1234(代表)

平成23年4月1日施行

大津市

得意なところを持ち寄り、足りないところは補い合う「協働によるまちづくり」

「協働によるまちづくり」ってなに? (前文・第1条: 条例の目的)

◆地域の助け合いの仕組みである「結」を現代社会に活かす

大津では、古くから、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、すべての人が安心して生活することができる社会の実現に向けて努力を積み重ねてきました。

その地域社会の助け合いの仕組みである「結」を現代社会に活かしていくことにより、人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津を築いていくことを目的としています。

◆みんなが活躍する『協働のまち 大津』

今日では、多くの公共サービスが行政によって担われています。しかし、人々の生活や価値観が多様化し、行政のサービスでは対応できないことが増え、多様なニーズに対応する人材や財源の確保が難しくなっています。

その一方で、市民・市民団体、事業者による市民公益活動が盛んになっています。

この市民公益活動と行政の力を合わせて「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことによって、自治の力は高まり、まちは生き生きとします。

「協働」ってなに?

(第2条)

市民・市民団体、事業者及び市が、得意なところを持ち寄り、足りないところは補い合って「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」というまちづくりの手法です。

◆「市民」とは(第2条)

・幅広く多くの人たちによって「協働によるまちづくり」が担われることにより、その実現の可能性が広がるものと考えています。

・このため条例では、市内に居住する人だけでなく、市内に通勤、通学している人や、市民公益活動を行うために本市を訪れる人も「市民」と規定しています。

◆「市民団体」とは(第2条)

・NPO法人や市内の自治会など、営利を目的としない活動を行う団体をいいます。

◆「事業者」とは(第2条)

・市内において営利を目的とする事業を行う個人や法人をいいます。

◆「市民公益活動団体」とは(第2条)

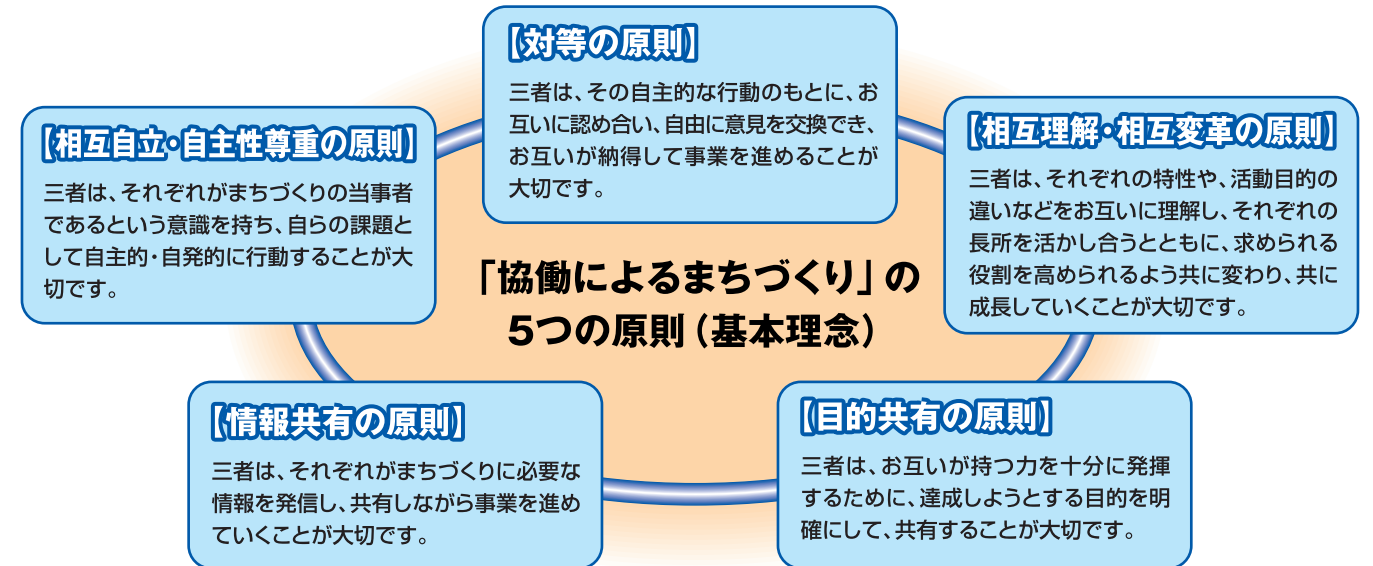
・市内において市民公益活動を行う市民団体や事業者をいいます。

※「市民公益活動」とは(第2条)

市民・市民団体、事業者が、自主的・主体的に行う活動で、不特定多数の人の利益の増進を図ることを目的とするもの。市民公益活動を行う場合は、市民団体も事業者も「市民公益活動団体」になります。

「協働によるまちづくり」の5つの原則(第3条: 基本理念)

協働によるまちづくりの推進にあたっては、5つの原則によって進めることが大切です。



三者に求められる役割(第4条～第7条)

市民・市民団体、事業者及び市の三者はそれぞれ、「人材・情報・資金・場所・知恵・技」などの多様な社会資源を有しています。通常はその多くを自分たちのために使っていますが、それを積極的に「みんなのため」に使っていくことが大切です。

市民一人ひとり、市民団体、事業者、市などの地域社会を構成する多様な主体が、それぞれにできることを分担しながら、相互のパートナーシップを発揮し地域の課題に取り組んでいきましょう。

